

滋賀県 新しい生活・産業様式確立支援事業 よくある質問

(10月12日付郵送申請に係る追加質問)

申請

Q 郵送方法(手段)はどんな方法でも良いのですか。

申請方法

A 簡易書留に限ります。

申請

Q 事務局へ持参して申請したいのですが大丈夫ですか。

申請方法

A 申し訳ございませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事務局での申請受付は行っておりません。

申請

Q 提出した書類は返却してもらえますか。

申請方法

A 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存ください。
万が一、原本を添付して送付された場合でも郵送での返却はいたしません。事務局まで取りに来ていただく必要があります。

申請

Q 申請書類はどこで入手出来ますか。

申請方法

A 滋賀県ホームページ及び本事業専用ホームページよりダウンロードいただけます。
本事業ホームページURLは、<https://www.shiga-joseikin.com>
また、県内の市役所、町役場、最寄の商工会議所、商工会でもお受取いただけます。

申請

Q 「別表3を参考にして記載してください」とあるが、別表3がどこにあるかわかりません。

申請方法

A 募集要領の8ページ以降が(別表3)となります。

申請

Q 郵送先の住所がどこに記載があるのかわかりません。

申請方法

A 募集要領の1ページ及び3ページ及び滋賀県ホームページに記載されています。
〒525-0025 草津市西渋川1-1-3 リバティールハウス草津 2F 滋賀県新しい生活様式支援事業事務局

申請

Q 記入例を添付していただけますか。

申請方法

A 滋賀県ホームページ及び本事業専用ホームページの郵送申請用書類の中の[申請の手引き]に記入例が掲載されております。

申請

Q 定款が数十ページある企業はすべて同封が必要ですか。

申請書類

A 商号(法人名)及び本店の所在地を確認出来るページの提出をお願いします。

申請

Q レシート、領収書が規定の枚数を超える場合は、裏面に貼付してもよろしいか。

申請書類

A 様式⑦の添付台紙をコピーして、そちらへ貼付ください。

滋賀県 新しい生活・産業様式確立支援事業 よくある質問

全般

Q 予算超過で期限前に締め切ることありますか。

A 十分な予算を講じていますが、超過が見込まれる場合は締め切られる事も想定されます。

全般

Q 他の助成金との併用は可能ですか。また、市の補助と同時申請は可能ですか。

A 同一の助成対象経費で、国や県、市町などの他の補助金、助成金等と併用することは重複申請となるため申請不可となります。なお、原則として他の補助金との併用はできませんが、他補助金の上限を超えた場合は、超えた部分のみ申請が可能です。詳細はHPをご確認ください。

全般

Q 今後も同様の事業はありますか。

A 現時点では予定しておりません。

全般

Q 「使用目的が本事業の遂行に必要なもの」とはどのように判断されますか。

A 新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言(5月4日)を踏まえ、国から公表された、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例および内閣官房のホームページ(<https://corona.go.jp>)に掲載されている「業種別ガイドライン」に則り、判断します。

全般

Q 国の持続化給付金と併用は可能ですか。

A 可能です。

全般

Q 同じ代表者で2つの法人を登録しています。各法人格での申請が可能ですか。

A はい、それぞれの事業者で申請が可能です。

申請

Q 申請はどのようにすれば良いですか。

申請方法

A 滋賀県ホームページに申請専用サイトがリンクされています。URLは、<https://www.shiga-joseikin.com>

申請

Q 持参して申請できますか。

申請方法

A 申し訳ございませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事務局での申請受付は行っておりません。オンライン申請又は簡易書留での郵送申請をお願いします。

申請

Q 郵送受付がない場合、謄本等をPDF化できない(プリンターがない等)事業者はどのように申請すればいいですか。

申請方法

A スマートフォンなどで写真撮影し、申請フォームから画像(JPEG)等で添付ファイルにて申請をお願いいたします。

申請

Q ネット注文したため、領収書宛名が個人名です。(立替精算)この場合は、会社への経費精算書類等が必要ですか。

申請方法

A はい、必要です。

申請

Q 申請手続きを手伝っていただけますか。

申請方法

A 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からコールセンターでお電話にて対応させていただきます。

申請

Q 申請口座は会社名義の口座でも良いですか。

申請方法

A はい、事業者の場合は申請事業者名義、個人事業主の場合はご本人名義の口座が必須です。

申請

Q 申請受付期間を教えてください。

受付期間

A 8月20日から11月30日までを予定しております。

申請

Q いつからいつまでに発生した費用が対象ですか。

対象期間

A 2020年4月1日以降～11月30日申請締切日まで。

申請

Q 購入から納期まで時間がかかり、オンラインでの申請が11月30日までに間に合わない場合は支援対象になりますか。

対象期間

A 納品され、且つ支払われている必要があります。

申請

Q 申請には何の書類が必要ですか。

申請書類

A ①商品を購入した領収証、②営業活動を証する書類、③本人確認書類、④支払い振込口座情報などです。詳細はHPをご覧ください。

申請

Q クレジットで購入したので領収証がない場合の申請方法を教えてください。

申請書類

A クレジットカードの利用明細のコピーの添付をお願いします。併せて購入品目の明細が確認出来る書類も必要です。

申請

Q ネットで購入した場合の必要書類を教えてください。

申請書類

A ネット購入品も対象となります。その場合、購入額(税抜)、購入品目、購入日が分かる購入画面の写し(スクリーンショットも可)や納品書と支払いを示す根拠(クレジット利用明細、通帳の該当箇所など)の写しが必要です。なお、購入にあたりポイントで支払った分は助成の対象外となります。

申請

Q 領収書やレシートは原紙が必要ですか。

申請書類

A コピーまたはデータで申請が可能です。

申請

Q 領収書がない場合、口座引き落とし等の記録で申請できますか。

申請書類

A 通帳の写し、口座引き落とし履歴などで代用可能です。但し、他経費と一括引き落としの場合、対象経費が分かる書類(納品書や作業完了を示す書類)が別途、必要です。

申請

Q 領収書に宛先は必要ですか。

申請書類

A 必要です。宛名が無い場合は認められません。

申請

Q レシートに対象以外の品目がある場合はどうしたらよいですか。

申請書類

A 対象品目にマーカーをつけてください。

申請

Q 個人事業主だが、確定申告をできない額で営業許可書等もない場合はどういったもので証明が可能ですか。

申請書類

A 赤字などで課税申告をしていない場合は、開業届の写し及び売上を記録している帳簿の写しを提出してください。

申請

Q 営業活動を証する書類で直近1か年とあるが、いつのことですか。

申請書類

A 直近=前年度分。但し、申請までに前年度分の書類が間に合わない場合は、前年度の売上を記録した帳簿の写しを提出してください。

申請

Q 「証拠資料によって支払い金額が確認できる経費」とありますが、領収書等に「対象となる経費」の具体的項目記載がなくてもそのように判断いただけますか。

申請書類

A 一括領収証の場合、対象となる品目及び金額が判別出来る納品書や発注書などの代用書類の提出を以って、個別に判断させていただきます。

申請

Q 対象期間中で、合計額が10万円をみたしていない場合は、複数回の申請が可能ですか。

申請回数

A 申請は1事業者につき1回となります。

申請

Q 申請受付開始後に新たに設立された事業者も対象になりますか。

申請対象者

A 事業開始前となる8月19日以前に設立された事業者が対象となります。

申請

Q 申請事業者の所得による制限はありますか。

申請対象者

A ございません。

申請

Q コンビニ、飲食店、ファストフード等のFC事業者は対象ですか。

申請対象者

A 事業所が滋賀県内にあれば、対象となります。本部直営店(レギュラーチェーン)は大企業であれば対象外ですが、フランチャイズチェーン、ボランティアチェーン、単独店は対象です。但し、オーナーが複数店舗を経営している場合でも申請は1回となります。※店舗数分の申請は出来ません。

申請

Q 寺院や宗教法人は対象ですか。

申請対象者

A 対象外となります。

申請

Q 事業所は滋賀県内にあるが、本社が滋賀県外にある場合も助成の対象ですか。

申請対象者

A 事業所が滋賀県内にあれば、対象となります。

申請

Q 休業や廃業している事業者は対象外ですか。

申請対象者

A 休業や廃業は対象外となります。

申請

Q 当社では業務委託契約をして個人宅への訪問を行ってっていますが、この方たちは個人事業主として対象ですか。

申請対象者

A 税務署に確定申告をされていれば、個人事業主として対象になります。開業間もなく、確定申告していない場合は開業届が必要となります。

申請

Q 事業者の規模による制限はありますか。

申請対象者

A 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者(一部、除外有り)となります。詳細はホームページにてご確認ください。

申請

Q 家族が、滋賀県外で事業を行っているので、家族の分も合わせて申請可能ですか。

申請対象者

A 事業所が滋賀県内になければ対象外となります。ご家族分については申請できません。

申請

Q 滋賀県に本社を置いていますが、全国に支店があります。本社でまとめて消毒液を購入し各支店に配布した場合、すべて対象となりますか。

申請対象者

A 滋賀県内の支店で配布された分のみ対象となります。

申請

Q 業種の制限はありますか。

申請対象者

A 滋賀県の感染症対策の補助対象となっている医療機関、薬局等および介護障害福祉サービス事業者、児童福祉施設等、ホテル、旅館、公共交通事業者は助成対象外となります。詳細はHPでご確認ください。

申請

Q 助成金の上限はいくらですか。

助成金

A 100,000円(税抜)です。

申請

Q 補助率を教えてください。

助成金

A 補助率は10分の10。上限100,000円(税抜)～下限50,000円(税抜)

申請

Q 助成金は課税対象ですか。

助成金

A 課税対象です。但し、赤字となる場合は課税所得は生じない事となります。不明点は所轄の税務署にお問い合わせください。

申請

Q 購入金額の上限・下限を教えてください。

助成金

A 購入金額に上限はありませんが、合計50,000円(税抜)以下では助成の対象になりません。

申請

Q 購入金額に消費税が含まれている場合は対象経費になりますか。

その他

A 消費税及び地方消費税額は、対象経費に含みません。申請入力画面には、必ず税抜き費用を記載してください。

申請

Q 購入ではなく、リース又はレンタルも対象となりますか。

その他

A 対象となります。リース期間に制限はありませんが、対象経費に計上できるのは、令和2年4月1日から令和2年11月30日までの期間の費用となります。但し、申請日までに支払が済んでいる事が条件です。

申請

Q 中古品も対象となりますか。

その他

A 中古品は対象外となります。

申請

Q インターネットオークション購入品は対象となりますか。

その他

A ネットオークションによる購入は対象外です。詳細はHPに掲載しております。

申請

Q ネット購入品は対象となりますか。

その他

A ネット購入品も対象となります。その場合、購入額(税抜)、購入品目、購入日が分かる購入画面の写し(スクリーンショットも可)や納品書と支払いを示す根拠(クレジット利用明細、通帳の該当箇所など)の写しが必要です。

申請

Q アマゾンや楽天など通販サイトのポイント利用分は対象となりますか。

その他

A 対象外です。実支出のみ対象予定です。

申請

Q 支給後に提出する書類はありますか。

その他

A ございません。

支給

Q いつ頃、支給(振込)されますか。

A 現在、多くの申請をいただいております。支給までに1ヶ月前後の時間を頂戴しております。ご了承いただけますよう、お願いします。

支給

Q 助成金の金額はいつ頃わかりますか。助成金の金額が決定すれば、振込前に連絡がありますか。

A 申請内容を審査し、『シガジョセイキンジムキョク』の口座名よりご指定口座に振り込みます。助成金の確定は振込をもって代えさせていただきます。なお、ご申請内容に一部支給対象外の商品がある場合は、事前に連絡いたします。

支給

Q 支給されない場合はありますか。また、申請額から減額される場合はありますか。

A 審査により助成対象経費でなかった場合や必要書類が揃わない場合は、助成金を支給しないことがあります。その際は不支給の通知を送付いたします。また、審査により助成対象経費とならない品目・経費があった場合は、助成金を減額支給する場合があります。